

届出事項等の異動届

令和 年 月 日

殿

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。  
記

異動事項	内 容			異動年月日
政治団体の 名称 (ふりがな)	新	(ふりがな)		
	旧	(ふりがな)		
主たる事務所 の所在地	新	(〒 — ) (電話 — — )		
	旧			
区 分	氏名(ふりがな)	住 所	生年月日	
代 表 者	新	(〒 — ) (電話 — — )		
	旧			
会計責任者	新	(〒 — ) (電話 — — )		
	旧			
会計責任者の 職務代行者	新	(〒 — ) (電話 — — )		
	旧			
国会議員関係政治団体の区分	新	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者である公職の候補者に係る公職の種類 ( ) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (ふりがな) 公職の候補者の氏名 ( ) 公職の候補者に係る公職の種類 ( )		<input type="checkbox"/> 国会議員 関係政治 団体以外 の政治団 体
	旧			
そ の 他				

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（例えば記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体が法第 19 条の 8 第 2 項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第 6 条第 2 項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があつた場合には、「その他」の欄に「規約の変更」等と記入し、新しい規約等を付して提出すること。